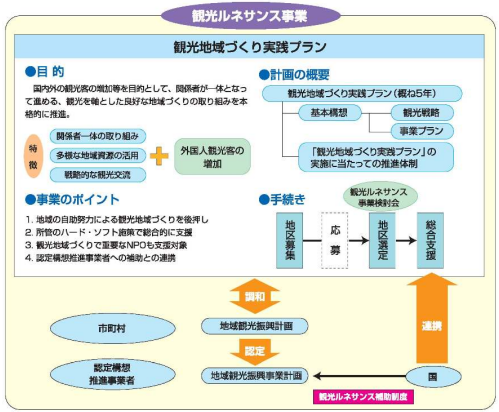
観光ルネサンス事業における位置づけ

「観光ルネサンス事業」は、国際競争力のある観光地づくりのため、地域の官民が一体となって行う観光振興の取り組みを総合的に支援する施策で、大きく2つの制度（観光地域づくり実践プランと観光ルネサンス補助制度）からなっています。

「観光地域づくり実践プラン」は、官民が一体となって取り組む観光を軸とした地域づくりの立上げ段階で、「観光ルネサンス補助制度」は、主に民間組織が行う観光振興の取り組みに対して実施の段階で、それぞれ支援を行うものです。

観光地域づくり実践プランとは

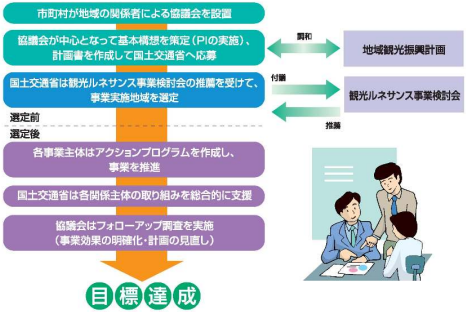
国内外の観光客の増加、地域の経済活性化等を目的として、多様な地域資源を最大限に活用しながら、地域の幅広い関係者が一体となって、観光を軸とした地域づくり（観光地域づくり）を推進する取り組みを支援する事業です。



「実施要綱」で定めている選定基準

- 地域の観光戦略にオリジナリティ、創意、工夫、地域の自助努力があること。
- 地域の観光魅力、国内外の観光客を迎え入れる体制の観点から、観光地としての発展性があること。
- 事業プランに地域の観光振興を進める社団法人または財団法人、NPO、その他外客誘致法第6条第1項に基づく国土交通省令で定める者が行うソフト事業又はハード事業のいずれかが位置づけられていること。
- ソフト事業とハード事業の連携とその事業が効果的であること。
- NPO・地域住民との連携など、官民一体となった推進体制があること。

観光地域づくり実践プランの進め方



観光地域づくり実践プランのしくみ

